

## 第7回要介護認定調査検討会議事次第

日時：平成13年 1月17日（水）

17:00～19:00

場所：厚生労働省別館8階共用第23会議室

- 1 高齢者介護実態調査について
- 2 その他

### 資料一覧

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 資料1 | 要介護認定調査検討会設置要綱（改正） |
| 資料2 | 予備調査の概要について        |
| 資料3 | 高齢者介護実態調査について      |

## 要介護認定調査検討会設置要綱

平成12年8月11日

改正 平成13年1月6日

### 1 設置目的

要介護認定における一次判定の仕組みについて、専門的・技術的検討を行うことを目的として、要介護認定調査検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### 2 組織等

- (1) 検討会の委員は学識経験者のうちから厚生労働省老健局長が委嘱する。
- (2) 委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。委員長は検討会を総理する。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省老健局老人保健課において行う。

### 3 検討事項

- (1) 現在の要介護認定における一次判定の仕組みに係る技術的検討
- (2) 介護の手間を反映する指標についての技術的検討
  - ア 最近における高齢者介護の実態把握の方法の検討（施設と在宅の両者を含む。）
  - イ 高齢者の心身の状況の把握方法の検討
  - ウ アとイのうち、特に痴呆の有無に応じた検討
  - エ 上記ア～ウを踏まえた統計・分析手法の検討
- (3) 上記（1）及び（2）を踏まえた一次判定の仕組みに関する技術的検討
  - ア 認定調査項目の検討
  - イ 痴呆の有無に応じた判定のあり方の検討
  - ウ 施設と在宅の両者を含めた分析手法の検討
  - エ 要介護認定等基準時間の設定に関する技術的検討

### 4 検討会の運営等

- (1) 参考人の招致  
委員長は、討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を、参考人として招致することができるものとする。
- (2) 審議の公開  
審議は、原則として非公開とする。

## 予備調査の概要について

## 1 目的

予備調査においては、今年度中に予定している高齢者介護実態調査が円滑に行うことができるよう、調査の実施にあたっての具体的な問題点の抽出を行い、調査方法を確立することを目的とする。

## 2 施設調査について

項目	内容
① 調査高齢者数	入院(所)高齢者：278人 ・介護療養型医療施設 87人 ・介護老人保健施設 78人 ・介護老人福祉施設 113人
② ケア調査	
計測日数	2日間(連続する48時間)
計測方法	他計式
計測対象	ケア提供者(施設職員)：140人 ・介護療養型医療施設 52人 ・介護老人保健施設 43人 ・介護老人福祉施設 45人
調査票	第6回要介護認定調査検討会資料を参照
③ 高齢者の状態に関する調査	
調査者	調査対象施設の職員
調査項目数	106項目
調査票	第6回要介護認定調査検討会資料を参照
④ 実施時期	平成12年12月12日～20日のうち、連続する48時間

## 3 在宅調査について

項目	内容
① 調査高齢者数	173人 7市区町村 社団法人呆け老人をかかえる家族の会
② ケア調査	
計測日数	1週間
計測方法	自計式 ：家族・訪問介護員が記載 デイケア、デイサービス等についても記載
計測対象	高齢者
調査票	第6回要介護認定調査検討会資料を参照
③ 高齢者の状態に関する調査	
調査者	認定調査員等
調査項目数	106項目
調査票	第6回要介護認定調査検討会資料を参照
④ 実施時期	平成12年12月1日～20日のうち、連続する1週間

## 高齢者介護実態調査について（案）

### 1 目的

介護が必要な高齢者等に対して心身の状況別に、どのような看護・介護サービスが提供されているかを数量的に把握する調査を実施し、両者の関係を分析するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査高齢者数

約 5,000 人

### 3 施設介護時間調査

#### 1) 計測期間

連続する 48 時間

#### 2) 計測方法

他計式

#### 3) 計測対象者

介護提供者（施設職員）

#### 4) ケアコード

別紙 1 参照

#### 5) 調査票

別紙 2 参照

#### 6) 施設選定方法

各団体の推薦をもとに選定

### 4 高齢者状態調査

#### 1) 調査者

原則として認定調査に従事したことがある者

#### 2) 調査項目

別紙 3 参照

#### 3) 調査時期

原則として施設介護時間調査実施前 1 週間以内

### 5 調査実施時期

平成 13 年 2 月～3 月